

第22期第10回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年3月24日(金曜日) 15:45～16:33
(2) 会議の場所 リーガロイヤルホテル新居浜 桜の間

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 31人

第1番	篠原浩司	第17番	高橋敬雄
第2番	眞木増次郎	第18番	曾我部英敏
第3番	久枝啓一	第19番	近藤上修
第4番	桑山尚久	第20番	篠原修
第5番	山本健十郎	第21番	加藤喜三男
第6番	村上勝利	第22番	小野春雄
第7番	藤田幸正	第23番	合田有良
第8番	小野輝雄	第24番	村尾浩一夫
第9番	寺尾俊行	第25番	松木忠夫
第10番	小野義尚	第26番	高橋征三
第11番	高橋繁	第28番	岡部正明
第12番	神野賢二	第29番	岡田充
第13番	矢野重明	第30番	加藤武雄
第14番	守谷博明	第31番	山下元
第15番	古川一豊	第32番	福田満壽夫
第16番	秦昭一		

- (2) 欠席委員 0人

3 会議に出席した事務局職員

- (1) 農業委員会事務局職員

事務局長	戸張博司	農政係長	山之内奈緒美
農地係長	近藤常夫		

4 傍聴者

なし

5 会議に付議した事項

議案第1号 平成29年度新居浜市農業委員会活動計画について

議案第2号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第3号	農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について
議案第4号	新居浜市農業政策に関する意見書について
報告事項	平成28年度新居浜市農業委員会業務報告について
その他	



山之内係長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告致します。

在任委員31人、出席委員31人でございます。

在任委員31人、全員出席であることを御報告いたします。

それでは、小野会長、よろしく願いいたします。

小野会長

それでは、ただいまから、第22期第10回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しい所、本日の総会に御出席頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃から農業委員会の業務・活動につきまして、格別のご協力を賜り心から感謝を申し上げる次第でございます。第22期の我々の任期も残すところ、3か月余りとなっております。意見書の案もまとまり、提出する運びとなっております。本日の総会にかけて、提出するわけですが、農繁期がはじまります。任期3か月無事終えたいと思いますので、皆様方もお体にお気をつけて頑張ってくださいと思います。本日の議題につきましても、ご審議の程、よろしく願いいたします。次に、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において、合田 有良委員さんと村尾浩一委員さんを指名いたします。御両名よろしく願いいたします。

それでは、議題に移ります。本日の議題は、議案が4件、報告事項が4件及びその他となっております。

それでは、総会資料の1ページをご覧ください。議案第1号の「平成29年度新居浜市農業委員会活動計画について」を事務局から提案説明をいたさせます。

戸張事務局長

はい、では事務局から説明いたします。まず、議案第1号 平成29年度 新居浜市農業委員会活動計画について、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、平成29年度新居浜市農業委員会活動計画について当会の決議を求めます。

平成29年3月24日提出

農業委員会会長 小野輝雄

続きまして、提案説明をいたします。

総会資料2ページをご覧ください。

まず、第1、**活動方針**でございます。

農業従事者の高齢化と担い手の減少、耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の拡大、また、アメリカのTPP離脱により、アメリカが日本との二国間における日米FTA（自由貿易協定）においてTPPを上回る更なる日本農業市場の拡大を要求するなどとの報道もあることから、農業・農村を取り巻く環境の課題が山積するなか、情勢は依然として厳しく不透明な状況にあります。

また、改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会には担い手に対する農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入の促進について、これまで以上の活動と成果が求められています。

このような状況の中で、本市においても農業の重要性や農業が持つ多くの役割について広く市民に理解を求めると共に、関係団体等とも連携しながら、農業・農村を守り再生するために万全の対応をしていく必要があります。

加えて、持続可能な農業を実現するために、改正農地法等の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、農地中間管理機構と連携して「人・農地プラン」に基づく農地の有効利用を促進し、併せて担い手の育成と経営安定等に取り組んでいくことが求められています。

このため、本市農業委員会は、関係機関・団体等と一体となってこれらの取り組みを推進していくとともに、農業・農業者の利益代表機関としての役割をさらに発揮し、本市農業の発展・振興に資するよう積極的に活動します。

次に、第2、**具体的活動の内容**でございますが、4つの活動の柱を掲げております。

まず、1の**地域農業振興活動**につきましては、農業委員会活動事業として、所管業務の適正な推進、組織の再編整備、そして農業者年金事業の円滑な推進や振興活動でございます。

2の**農用地利用調整活動**につきましては、農用地利用調整活動事業、農地の流動化促進、農地情報管理システム整備事業の整備事業でございます。

次に、3の**農業経営改善活動**につきましては、農業後継者組織支援事業及び認定農業者制度普及事業における改善活動でございます。次に、4の**農業委員会情報活動**につきましては、農業委員会情報宣伝事業及び全国農業新聞の普及拡大事業の情報活動でございます。

以上、活動の項目のみを申し上げ、事業の具体的な内容は省略させていただきました。恐れ入りますが、事業内容につきましては、各委員さんそれぞれでお目通し下さいますようお願いいたします。

次に、総会資料4ページをご覧ください。

第3、「平成29年度活動の重点項目」でございますが、5項目の重点項目としております。

まず、1、**農地法関係の適正な運用**についてでございますが、農地は、食料の生産基盤であり、また本来の機能保持に加え自然災害を未然に防ぐなど地域財産として市民生活の「安全と安心」に寄与しております。

このことは、農地法を遵守することにより優良農地の確保と計画的な土地利用を図り、秩序が守られた結果、機能するもので、農地転用の業務や農地の権利移動について、適正かつ的確な執行に努めるとともに、日頃から各地域において農地パトロール、耕作放棄地意向調査の実施や、新たな耕作放棄地、無断転用、ヤミ小作等の発生の未然防止の強化及び農地としての利用促進に結びつくよう努めるというものでございます。

次に、2の**農政活動の推進**につきましては、新居浜市の直面している農政の諸問題について調査・研究を行い、関係機関と連携しながら、認定農業者等担い手の確保・育成、耕作放棄地の具体的な活用方

法、有害鳥獣対策、学校給食への農産物の供給をはじめとする地産地消の推進に積極的に関与し、市長への意見提出に結びつくよう努めていくというものでございます。

次に、3の**農地の利用集積及び優良農地の確保**につきましては、適正な担い手への農地の流動化を促進するため、農地中間管理機構を始めとした農業関係機関・団体と連携して、「人・農地プラン」に基づいた農地の利用調整活動に努めるというものでございます。

次に、4の**景観形成作物取り組み事業**につきましては、遊休農地解消対策の一環として、市内3ヵ所の遊休農地で実施している景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児等が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持、地域の景観保全に努めていくというものでございます。

次に、5の**改正農業委員会制度に基づく円滑な移行**につきましては、新たな農業委員会制度の周知徹底と理解の促進に努めるとともに、活力ある農業と地域づくりに向けて、関係機関と連携して、女性・青年農業者及び認定農業者が農業委員、農地利用最適化推進委員へ登用される環境づくりに取り組みますというものでございます。

以上で平成29年度の活動計画の説明を終わります。

小野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました平成29年度新居浜市農業委員会活動計画についてでございますが、農業委員会系統組織等との整合性を考慮しつつ、役員会で検討いたしました立案したものでございます。何かご意見、ご質問などございませんか。

合田委員

はい。

小野会長

合田委員、どうぞ。

合田委員

4ページの景観形成作物取り組み事業についての件ですが、だんだんマンネリ化していると思います。例えば、参加する方ですが、県や農林水産課の方等、農業に関する色々な団体の方が参加して、農業委員と共に取り組んでいましたが、最近事務局から1名参加する程度で、農業委員が主体でやっております。農政を実際に動かしている方の意識が薄れているのではないのでしょうか。その辺りのことも含めて、考え直してもいいのではないのでしょうか。続けるにしても、県や市への呼びかけ等にも力を入れて頂ければと思います。以上です。

小野会長

ごもっともだと思います。県や市の農林水産課等にきちんと連絡をし、参加いただくようにいたします。よろしく願いいたします。他

にございませんか。ないようですので、この活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小野会長

御異議なしと認めます。よって議案第1号「平成29年度新居浜市農業委員会活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料5ページをご覧ください。議案第2号の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

戸張事務局長

議案第2号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について当会の決議を求めます。

平成29年3月24日 提出

農業委員会会長 小野輝雄

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動について、役員会で話し合いをし、作成いたしました。

総会資料6ページをご覧ください。

まず、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、平成28年3月25日に開催しました第22期第6回総会において決定した、平成28年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。

まず、1 農業委員会の状況について記入しております。次に7ページから10ページ 2 担い手への農地の利用集積・集約化、3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、4 遊休農地に関する措置に関する評価、5 違反転用への適正な対応となっ

ております。内容としては、現状及び課題、平成28年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動計画及び活動実績、目標と活動実績に対する評価の案になっております。続きまして、11ページから13ページをご覧ください。6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として、1 農地法第3条に基づく許可事務、2 農地転用に関する事務、3 農地所有適格法人からの報告への対応 4情報の提供等になっております。

続きまして、13ページをご覧ください。

7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、8事務の実施状況の公表等について記入しております。

続きまして、14ページをご覧ください。

ここからは、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

平成28年度に作成した目標及び活動計画は、経済部農林水産課が策定している、新居浜市農業再生協議会に係る目標と数値を基準として作成しており、平成29年度目標及び活動計画につきましても、これに準じて作成しております。

農業委員会としては目標が達成されるよう、農林水産課及び新居浜市農業再生協議会と協力して推進していくこととなります。

1 農業委員会の状況について記入しております。

次に、15ページをご覧ください。

2 担い手への農地の利用集積・集約化について、現状及び課題、平成29年度の目標及び活動計画、3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、現状及び課題、平成29年度の目標及び活動計画を記入しております。

16ページをご覧ください。4 遊休農地に関する措置について、現状及び課題、平成29年度の目標及び活動計画、5 違反転用への適正な対応について、現状及び課題、平成29年度の活動計画について記入しております。

提案説明は以上ですが、今後の予定としましては、只今説明しました平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を新居浜市ホームページに掲載することになります。以上で提案説明を終わります。

小野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございますが、役員会で検討いたしまして立案したものでございます。何かご意見・ご質問などございませんか。ご質問がないようですので。この活動計画について決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小野会長

御異議なしと認めます。よって議案第2号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料17ページをご覧ください。議案第3号「農地法に定める下限面積(別段の面積)の設定について」を上程いたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

戸張事務局長

議案第3号 農地法に定める下限面積(別段の面積)の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定する所掌事務に伴う、平成29年度下限面積(別段の面積)の設定について当会の決議を求めます。

平成29年3月24日提出

農業委員会会長 小野 輝雄

続きまして提案説明をいたします。

総会資料18ページをご覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が下限面積の設定を行うこととなりました。

また、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員

会の適正な事務実施について」(農林水産省経営局長通知)により、下限面積は毎年見直しを行うよう通知がなされ、愛媛県からも毎年度、見直すよう指示がありました。

そこで今回、平成28年3月25日の第22期第6回総会で制定いたしました下限面積30アールについて変更の必要がないか、下限面積の判断基準法令や農地法施行規則第17条に基づき見直しを行うものでございます。

総会資料19ページをご覧ください。

平成29年農地基本台帳登録申請書による経営耕地面積に当てはめますと、経営耕地総面積が95,543アール、総農家数が2,644戸、経営耕地面積の区分が20アール未満では34.5%、20アール以上から30アール未満では56.7%であることから、農地法施行規則第17条における概ね総数の百分の四十を下らないという内容に従い従来どおり下限面積は、平成29年度も30アールといたします。

以上で説明を終わります。

小野会長

ありがとうございました。議案第3号「農地法に定める下限面積(別段の面積)の設定について」ただいま、提案説明がりましたが、このことについて何か、ご意見ご質問等ございませんか。ご質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小野会長

御異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法に定める下限面積(別段の面積)の設定について」を決定とさせていただきます。

続きまして、総会資料20ページをご覧ください。議案第4号の「新居浜市農業施策に関する意見書について」を上程いたします。農政部会長から提案説明をしていただきます。藤田 幸正部会長、よろしく願いいたします。

藤田農政部会長

それでは、議案第4号新居浜市農業施策に関する意見書について

農業委員会等に関する法律第38条の規定により、新居浜市農業施策に関する意見書について当会の決議を求めます。

平成29年3月24日提出

農業委員会会長 小野 輝雄

続きまして提案説明をいたします。

意見書の提出につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と定められております。

この法律に基づき、我々、第22期農業委員としての任期最後の年に、3年間の委員活動の総括として、本市農業の活性化と発展のため、市長に意見書の提出を行うものでございます。

内容につきましては、第1回から第3回の農政部会において農地部会の委員も交えて、意見書の内容等を協議し、案を作成し、先日の第3回農政部会において本日の総会への提出について承認いただいたものでございます。

それでは21ページをご覧ください。

意見書の前文でございますが、本市の農業が今後も持続的に発展し、全ての農家が共存共栄できる社会となるよう意見を提出するとの趣旨を説明しております。

22ページをご覧ください。

ここからは、意見書の本文となります。1 担い手の確保と育成、2 地産地消の推進と食育の充実、3 有害鳥獣対策支援策の強化、4 計画的な農業生産基盤整備の実施、以上4項目について意見書を作成しております。詳細は各自でお目通し下さい。

今後の事務の流れといたしましては、本日、この意見書について決定をいただき、5月以降の日程で市長と日程調整を行い、意見書の提出を行いたいと思います。日程調整につきましては、事務局にまかせたいと思います。

なお、意見書の日付は、意見書を市長に提出する日といたします。

また、意見書の提出にあたっては、役員が市長室に出向き提出するのが慣例となっておりますので、今回もそのようにいたしたいと考えておりますが、この件についても本日承認いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

小野会長

ありがとうございました。議案第4号「新居浜市農業政策に関する意見書について」ただいま、提案説明がありました。このことについて何かご意見、ご質問などございませんか。ご質問がないようですので、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小野会長

御異議なしと認めます。よって議案第4号「新居浜市農業政策に関する意見書について」を決定させていただきます。次に、先ほど農政部長から提案がございました、意見書を役員が市長室に出向き提出する件につきましては、このようにいたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小野会長

御異議なしと認めます。よって意見書は、市長と日程の調整ができましたら、役員が市長室に出向き提出することとします。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。報告事項（1）会長報告を私から報告させていただきます。

報告資料の1ページをご覧ください。

まず、アの会議の出席状況でございますが、資料中、平成28年10月28日、定例常設審議委員会出席までの報告につきましては、平成28年11月25日開催の第22期第9回総会において御報告致しておりますので、今回は平成28年11月25日以

降の状況について御報告させていただきます。

まず、定例常設審議委員会ですが、これは毎月開催されており、11月は28日、12月は15日、1月は27日、2月は28日にそれぞれ松山市で開催され私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

なお、イの会議の開催状況、ウの会議の内容につきましては、資料の2ページに掲載しておりますので、お目通しください。

以上をもちまして、会長報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項(2)(3)に移りたいと思いますが、質問等につきましては、報告の最後で、一括してお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項(2)農政部会長報告に移らせていただきます。藤田 幸正農政部会長、よろしくお願いいたします。

藤田農政部会長

それでは農政部会長報告をいたします。

報告資料の3ページをお開きください。

資料中、平成28年11月7日開催の第10回農政部会までは、平成28年11月25日開催の第22期第9回総会において報告しておりますので、今回は、平成29年1月からの報告をいたします。

まず、1月5日、市庁舎5大会議室で開催されました第1回農政部会では、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見書の提出について」を議題といたしました。

昨年4月1日より農業委員会法の一部が改正となり、建議ではなく、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出となり、我々第22期農業委員としてどういったことを関係行政機関等に対する意見として提出していくか、具体的な内容について話し合いを行いました。

次に、2月5日、市庁舎5階大会議室で開催されました第2回農政部会では、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見書の作成について」を議題といたしました。

1月の農政部会で意見書に載せる要望事項について皆さんか

らご意見をいただき、それを基に事務局で意見書の案を作成し、話し合いを行いました。

次に、3月6日、市庁舎5階大会議室で開催されました第3回農政部会では、「新居浜市農業政策に関する意見書の作成について」を議題といたしました。1月の農政部会で意見書に載せる要望事項について、ご意見をいただき、それを基に事務局で意見書の案を作成し、2月の農政部会でご意見等をいただき、再度事務局で案を作成し、話し合いを行いました。

以上で、農政部会長報告を終わります。

小野会長

ありがとうございました。続きまして、報告事項(3)農地部会長報告に移らせていただきます。岡部 正明農地部会長、よろしく願いいたします。

岡部農地部会長

それでは、農地部会長報告をいたします。

平成28年4月から平成29年3月までの農地部会の状況を御報告いたします。

まず、部会の開催状況につきましては、報告資料の4ページおよび5ページにかけて掲載しておりますので、お目通しください。

次に、6ページをご覧ください。

イの農地の権利移転・設定状況のうち、まずマル1 農地法第3条の処理状況につきましては、所有権移転が24件、賃貸借権移転・設定が、1件、使用貸借権移転・設定が、2件で、以上合計は、27件、27,076平方メートルとなっております。

次に、マル2 農用地利用集積計画処理状況についてですが賃貸借権移転・設定が、16件、使用貸借権移転・設定が、81件、以上、合計は、97件、154,631.30平方メートルとなっております。

次に、マル3 賃貸借権・使用貸借権の解約処理状況についてですが、賃貸借権の解約が、42筆、使用貸借権の解約が、19筆で、以上、合計は、61筆 41,713平方メートルとなっております。

次に、マル4 賃貸借の解除処理状況については、該当はございません。

次に、マル5 小作地相続届出状況についてですが、6件、6,575平方メートルとなっております。

7ページをお開きください。

ウの農地の転用取扱状況のうち、マル1 農地法第4条、第5条の処理状況についてですが、第4条が、15件、第5条が、169件で以上、合計は184件、134,513.41平方メートルとなっております。

次に、マル2 用途別転用実績についてですが、住宅用地が120件、その他建物及び施設用地が、9件、植林・その他が、55件となっております。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明状況についてですが、申請件数1件、1,157平方メートルとなっております。

次に、オの諸証明及び転用確認状況についてですが、2月末日現在で、農地法適用除外証明12件、転用確認書交付証明23件、農業用施設証明6件、競売適格証明0件、その他諸証明40件となっております。

最後に、カの和解仲介処理状況についてですが、申立件数は1件でございます。

以上で、農地部会長報告を終わります。

小野会長

ありがとうございました。ただいままでの報告事項につきまして、何かご意見、ご質問がございませんか。

(「なし」の声あり)

小野会長

ありがとうございました。

続きまして、報告事項(4)事務局報告に移らせていただきます。事務局よろしく願いいたします。

山之内係長

それでは、報告資料の8ページをお開きください。

報告事項の(4)、事務局報告をいたします。まず、ア 自作農特別会計事務取扱状況でございますが、これは農業委員会が徴収し、国へ納めている、国有農地の使用料でございます。

農地等貸付使用料が48件・93,378円、宅地等貸付使用料（転用貸付で、市道敷地・市営球場等）が3件・16,075円で、計51件・109,453円となっております。

次に、イ 農業者年金加入状況でございますが、平成29年3月1日現在で、被保険者は1人です。受給権者は、老齢年金が33人、特例老齢年金が1人、経営移譲年金が7人でございます。

以上で事務局報告を終わります。

小野会長

ただいまの報告事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

小野会長

ご質問がないようですので、次の、その他に移らせていただきます。報告資料9ページにありますように、農業者年金につきましては、平成28年度の目標数2名に対し、新規加入者はおりませんでした。

新居浜市の場合、専業農家で60歳未満という条件に合う対象者が少なく、新規加入者の獲得が非常に難しい状況ですが、委員の皆さんも地元での加入推進をよろしく願いいたします。

以上、その他につきまして、何か御質問などはございませんか。

（「なし」の声あり）

小野会長

以上をもちまして、第22期第10回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

なお、5時15分から「菊の間」で懇親会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

山之内係長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員